

会第3号

滋賀県議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

提出者

中	村	善	一	郎
三	浦	治	雄	
辻	村		克	
佐	野	高	典	
宇	賀		武	
中	沢	啓	子	
谷		康	彦	
西	川	勝	彦	
江	畑	弥	八	郎
沢	田	享	子	
梅	村		正	
中	谷	哲	夫	

滋賀県議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県議会議員の報酬等に関する条例（昭和31年滋賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「日当」を「旅行雑費」に改め、同条第5項ただし書中「または」を「もしくは」に改め、「場合」の右に「または公用の交通機関により全旅程を旅行した場合」を加える。

	「		「	
		を		
別表2の表中	日当 （1日につき） <hr/> 円 3,000		旅行雑費 （1日につき） <hr/> 円 1,300	」
	」		」	

に改め、別表2第8項中「をいう。」の右に「以下同じ。」を加え、「18円」を「20円」に改め、同表中第9項を第11項とし、第8項の次に次の2項を加える。

- 9 県内の旅行の場合（次項の適用を受ける場合を除く。）における旅行雑費の額は、この表に規定する額の10分の3に相当する額とする。
- 10 公用の交通機関または自家用自動車等による旅行については、旅行雑費は、支給しない。ただし、公務上の必要その他特別の事情があるものについては、滋賀県旅費支給条例（昭和46年滋賀県条例第11号）の規定の例により、旅行雑費を支給する。

別表3の表を次のように改める。

区 分	金 額
居住地から招集地までの距離が路程2キロメートル未満である場合	円 1,300
居住地から招集地までの距離が路程2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	2,100
居住地から招集地までの距離が路程10キロメートル以上20キロメートル未満である場合	2,800
居住地から招集地までの距離が路程20キロメートル以上30キロメートル未満である場合	4,200
居住地から招集地までの距離が路程30キロメートル以上40キロメートル未満である場合	5,300
居住地から招集地までの距離が路程40キロメートル以上50キロメートル未満である場合	5,800
居住地から招集地までの距離が路程50キロメートル以上60キロメートル未満である場合	7,600
居住地から招集地までの距離が路程60キロメートル以上70キロメートル未満である場合	8,500
居住地から招集地までの距離が路程70キロメートル以上80キロメートル未満である場合	9,600
居住地から招集地までの距離が路程80キロメートル以上90キロメートル未満である場合	10,000
居住地から招集地までの距離が路程90キロメートル以上100キロメートル未満である場合	10,200
居住地から招集地までの距離が路程100キロメートル以上である場合	10,500

付 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の滋賀県議会議員の報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行および施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分および施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。